

第75回電力・ガス取引監視等委員会議事要旨

日時：平成29年3月15日(水) 10:00～11:00

出席者：

(委員) 八田委員長、稲垣委員、圓尾委員、箕輪委員

(事務局) 東総務課長補佐、佐合取引監視課長、恒籐ネットワーク事業監視課長、伊藤小売取引検査管理官、小宮ネットワーク事業監視課長補佐、石川総括企画調整官

議事概要：

(公開)

- 原価算定期間を終了した電力会社の小売料金事後評価について
北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の供給約款等に基づく電気料金の事後評価について、料金審査専門会合における議論を踏まえ、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められない旨経済産業大臣へ意見を出すことについて決定した。
- 電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について
平成29年3月1日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同月7日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところである。変更内容について、電力の適正な取引の確保の観点から審査した結果、特段の問題はないと判断されるため、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨の意見を出すことについて決定した。

(非公開)

- ガス小売事業の登録について

ガス小売事業等の登録申請に係る審査について議論し、7件の事業者について委員会としての対応方針を検討し、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第16条第2項の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」(2)に該当する事実は認められない旨の意見を出すことを決定した。

- 一般ガス事業の供給区域等の変更許可及び供給約款の変更認可について(減区申請)

一般ガス事業の供給区域等の変更許可申請及び供給約款の変更認可申請について議論し、1件の事業者について委員会としての対応方針を検討し、供給区域等の変更の許可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」I. 第1 1. (3)において準用するI. 第1 1. (1)③及び④のうち「その一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」並びに⑦に適合していると認められ、当該供給約款の変更の認可の申請については、審査基準I. 第1 1. (7)に適合していると認められることから、経済産業大臣に対し異存ない旨の意見を出すことを決定した。

- 一般ガス事業の供給区域等の変更許可等について(区域拡大申請)

一般ガス事業の供給区域等の変更許可等について議論し、3社36件について委員会としての対応方針を検討し、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」I. 第1 1. (3)において準用するI. 第1 1. (1)③及び④のうち「その一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」並びに⑦に適合していると認められることから、経済産業大臣に対し異存ない旨の意見を出すことを決定した。

- 送配電事業者からの報告案件について

送配電事業者からの報告案件について事務局から報告を受け、検討を行った。